

第12回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年11月13日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

（報告事項）

- (1) 報告第12号－2 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について（別冊1）
- (2) 報告第14号－2 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について（別冊2）

（前回提案された事項）

- (3) 協議第17号 広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25－4） …… 第11回資料
 - (4) 協議第18号 情報公開制度の取扱いについて（協定項目25－23） …… 第11回資料
5. 次回の協議事項について

（提案説明）

- (1) 協議第19号 地方税の取扱いについて（協定項目10）
 - (2) 協議第20号 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25－5）
 - (3) 協議第21号 窓口業務の取扱いについて（協定項目25－8）
6. 新市まちづくり計画 第1章～第4章・第8章・第9章（素案）について（別冊3）
7. その他（次回の会議日程等の連絡）
8. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	倉田 一利委員
福島 英行委員	湯前 則子委員
木原 数成委員	新村 俊委員
吉村 久則委員	宮田 揮彦委員
津田和 操委員	上村 哲也委員
小原 健彦委員	榎木 ヒサエ委員
西村 新一郎委員	松山 典男委員
笹峯 護委員	石田 與一委員
東麻生原 勉委員	永田 龍二委員
池田 靖委員	徳永 麗子委員
川畑 繁委員	砂田 光則委員
川東 清昭委員	岩崎 薩男委員
常盤 信一委員	狩集 玲子委員
木場 幸一委員	児玉 實光委員
黒木 更生委員	原田 統之介委員
迫田 良信委員	八木 幸夫委員
浦野 義仁委員	林 麗子委員
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	
大庭 勝委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員

川畠 暁委員

山口 茂喜委員

松永 讓委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第12回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして徳田委員、川島暁委員、山口委員、松永委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日第12回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。私の方から2、3点報告をさせていただきますが、まず本日は第7回目の議会議員の定数及び任期検討小委員会、それから第3回目の新市名称検討小委員会をそれぞれ午前10時から開催いただいたところでございまして、関係の委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。本日はこの二つの小委員会の委員長さんからこれまでの審議の状況や新市の名称の募集結果等についてご報告をいただくようになっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。次に、新市のまちづくり計画、いわゆる合併特例法で言う市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる建設計画でございますが、この策定につきましては、前回の第10回目の協議会で計画の骨子案につきましてご承認をいただいたところでございます。本日はこの新市のまちづくり計画の進捗状況も含めましてこれまでにまとめたもの、部分的ではございますけれども、素案という形で別冊に配付をいたしておるところでございますが、説明をさせていただき、ご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。また、新市のまちづくり計画の中に第9章に財政計画という項目がございますが、これは合併後の10年間の財政運営の指針となっているものでございますが、現況、過去の実績、経済情勢、人口の推移等を勘案しながら推計いたしまして普通会計のベースで作成するものでございます。本日はこの財政計画を策定するための基本となる各市町村の財政シミュレーションが参考として添付されておりますが、このシミュレーションにつきましては各市町村が現在のままの状況で合併した場合の将来を推計したものでございます。この策定にあたりましては、これまで1市6町の財政を担当されている係長さんの集りのワーキング会議、これを何回となく開催いたしましてそれぞれ真剣に市や町の現在の財政状況等を検討、分析し、それぞれの財政の内容を持ち寄ってすり合わせを行い、細かい事務的作業の積み重ねを行い、また、財政担当課長さんのプロジェクト会議とも合同で会議を開き、今回成果としてこのような形でまとめられたものでございます。後ほど詳しい説明がなされると思いますが、それぞれに厳しい内容のシミュレーションの結果となっているようでございます。どうか本日も委員の皆様方の協力を得ながら実りの多い会議になることをお願いを申し

上げまして私のあいさつに代えさしていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づき会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。早速でございますが、会議次第第3の諸般の報告に入ります。合併協議会の行事や事務局の動きにつきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページと3ページに整理をしてございます。主な会議等についてご説明申し上げますけれども、ここにそれぞれ書いてありますとおり、本日までに分科会、それから部会等、10月の23日から含めますと約70回の専門部会、分科会を開催しているところでございまして、ほぼ毎日のようにこのような回数で開催をされているところでございます。その中で主なものについて少しご説明申し上げます。本日の会議次第の第6に新市まちづくり計画を掲げておりますけれども、新市まちづくりの計画につきましては、今、会長のあいさつの中にもありましたとおり、いわゆる財政、それから企画の担当をいたします部門でございまして、プロジェクト会議、それからワーキング会議、それからこれらの合同会議という形で開催をいたしまして新市のまちづくりの計画の策定にあたっているところでございます。後ほど現在までの取りまとめの状況についてご説明を申し上げます。それから、第12回の幹事会が11月の6日に開催されております。内容につきましては、本日提案いたします協議事項のうち地方税の取扱いについて、それから納税関係事業の取扱いについて、そして窓口業務の取扱いについてを協議いたしております。また、併せまして新市まちづくり計画について本日説明いたします素案の内容等について協議をいたしたところでございます。それから、お手元にもお配りをいたしておりますけれども、新市の名称の応募状況につきましては、9月の16日から募集を開始いたしまして、10月31日で終了いたしました。集計結果は今お配りしているそのとおりでございます。会長のあいさつにもありましたとおり、本日小委員会が開催されております。その内容についてご報告があるかと思しますので、私の方からは内容は割愛させていただきます。なお、また、併せまして議会議員の定数及び任期検討小委員会も同じく本日10時から開催をされました。それから、今後の予定についてでございますけれども、3ページの方にその主なものが現在固まっているものとして整理がしてございますので、お目通しを願いたいと思います。以上、諸般の報告についてご説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、諸般の報告について何か委員の皆様

からございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第12号-2、新市名称検討小委員会の協議経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては新市名称検討小委員会の林委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市名称検討小委員会委員長（林 麗子）

新市名称検討小委員会委員長の林でございます。今日の報告をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。報告第12号-2、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について報告申し上げます。本日午前10時から第3回目の新市名称検討小委員会を開催いたしました。会議資料の別冊1の表紙をお開きください。1ページをごらんくださいませ。開催日時、開催場所、出席委員につきましては記載のとおりでございます。それでは、協議内容の1、新市名称応募状況の集計結果からご報告申し上げます。3ページをお開きくださいませ。募集期間を9月16日から10月31日までの46日間と定めて実施しました結果、応募総数が3,887件でございました。予想を上回るたくさんの方からご応募をいただきまして心から厚く感謝申し上げているところでございます。誠にありがとうございました。応募総数3,887件のうち有効件数が3,690件、無効件数が197件となっております。無効になった主な理由につきましてでございますが、名称を付けた理由や住所を記載していないなどが主な理由となっております。次に、応募方法別件数でございますが、方法別件数でございますが、応募用紙によるものが3,601件で、官製葉書、封書によるものが189件、以下記載のとおりでございます。また、応募名称の種類でございますが、全体で1,176種類の多きとなっております。それから、年齢別の応募状況につきましては記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと存じます。地域別応募件数では、始良中央区1市6町内から3,543件となっております、各市町ごと、県内、県外からの応募数につきましては記載のとおりとなっておりますので、どうぞお目通しをお願い申し上げたいと存じます。次に、名称ごとの応募数についてでございますが、お手元に新市名称応募一覧としてまとめましたものが1冊配付してございます。お目通しいただきますが、表紙の方に「得票数順」と書いてございますので、冊子の1ページをお開きいただきたいと存じます。これを得票数の上位から見ますと、漢字の「霧島市」が935票、「南九州市」が309票、「国分市」が175票、平仮名の「きりしま市」が142票、漢字の「天降市」が58票、以下「始良中央市」、「始良市」、平仮名の「こくぶ市」、「隼人市」の順になっているようでございます。その件につきましてご報告を申し上げますが、私も小委員会を午前中開いてその公募についていろいろ検討もしたわけでございますが、やはり時間をかけても、熱き思いで応募していただきました1,176種類に及ぶその熱き思いの結晶を全部読み上げて検討いたしました。

事務局の方が読み上げるのも40分以上かかりましたけれども、それほど1票1票の熱き思いを大事にしたいという名称委員会の取り組みでございました。今後この集計結果等を参考にしながら、名称検討小委員会では、選定方法、選定基準に基づきまして慎重に審議し、新市名称候補の選定作業を進めていくことにしております。それでは、小委員会の報告別冊の1ページに戻りますけれども、報告書の2から5についてでございますが、新市の名称募集要領、新市名称選定方法、新市名称選定基準等につきましては、8月28日開催の第7回協議会におきましてご報告を申し上げておりますので、ご了承をいただいておりますが、これらにつきましても本日の小委員会で再度確認をいたしまして議事を進めたことをご報告申し上げておきたいと存じます。小委員会は応募名称の中からまず10点程度に絞り込み、最終的には名称候補3点程度を選定し、協議会にご報告申し上げることになっております。最後に報告書の6でございますが、次回の小委員会の第4回会議を11月25日午前10時から開催することを決定いたしました。これによりましてその次回の小委員会におきまして10点の候補を絞り込み、その10点の名称を皆様方にご報告申し上げますと相なっております。それをご報告申し上げ、最終的にはスケジュールに従いまして3点に絞り込みまして、それを日数をかけまして協議会に報告申し上げ、その3点を協議会に付託して私どもの小委員会の責めを終わらしていただきたいということで手順方法につきましても慎重に検討した次第でございます。以上、ご報告をいたしまして私の委員長報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、ただいまの委員長の報告に対しましてご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第12号-2、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、報告第14号-2、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては議会議員の定数及び任期検討小委員会の原田委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

原田でございます。別冊2をごらんください。報告第14号-2、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について、第6回会議を10月23日に開催いたしましたので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。2枚目をごらんください。第6回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書、開催日時は平成15年10月23日の午前10時からでございます。場所はこの会議室でございますが、出席委員は、徳田委員を除く全員が出席されております。

す。内容に入りますが、確認事項が冒頭に書いてございます。といいますのは、委員の中から「現在の隼人町の状況に鑑み、無理にこの時期に審議をし、結論を出すのはどうか。」というご意見がございまして、検討の結果、隼人町の状況に左右されるのではなく、スケジュールどおり進めた方がよいと。どの枠組みになりましても特例法の適用の有無は協議をしなければならないし、最終的には小委員会の結論をいつの時期に出すかについて、つまり隼人町が出席していないので、そういう点につきましては含みを持たせる必要があるかもしれませんが、前に申し上げましたとおり、スケジュールどおり進めるということを確認いたしました。審議の中身でございますが、議会議員の定数と任期について審議を行いました、大きく分けまして選択肢が三つあると。それは要するに特例を望まない意見、つまり定数どおり選挙をするという、それから定数特例を適用する、望む意見、それから在任特例を望む意見、それぞれ多数意見が出されましたが、その主なものは以下のとおりでございます。「設置選挙、定数による選挙をやる。」という意見の中身は、根拠といいますか、「合併の基本及び住民アンケートの結果、53%の方が合併のメリットに職員、議員の数の削減を望んでおられるということを考慮すると特例は使うべきではない。」というご意見、それから、2番目は、町長、助役、収入役、教育長の方々は直ちに辞められると、議員だけ一定の期間在任というのはどうかということですね。それから、3番目の根拠は、原理原則で行うべきである。そういうことで設置選挙を望むご意見が出されました。それから、2番目の大きいものが定数特例を望む理由、これは定数の2倍以内ということでございますが、「原則は設置選挙であるけれども、それぞれの地域、1市6町ということで、特に小さい町の声を反映させるため、定数特例を適用し、34名プラスアルファで選挙区を設ければどうか。」というご意見でございます。それから3番目の在任特例ですが、これは一定期間現在の120名でいくということでございます。その理由といたしましては、最初の理由は、小さい町は合併後に議員がいなくなることが懸念されますので、在任特例を適用すれば新市スタート時に住民の声も十分反映されるのではないかと。また、合併した後も合併による積み残しの仕事が多く存在する。それを現議員、つまり120名でございますが、で審議をして策定された新市のまちづくり計画を反映した17年度の予算審議などを行うことが可能になる。年数の選択と言いますのは、これは在任特例を1年適用するか、1年数カ月あるいは2年適用するかというそういうことでございますが、年数の選択によっては18年度の当初予算や17年度の決算審査まで地域の実勢を把握している現議会議員が審議できると、そういうことで一定期間、これは1年あるいは1年数カ月、最大2年ぐらいということですが、その在任特例を望む意見、これも多数出されたわけですが、その他の意見として、これは大枠というよりは、審議の中身についてでございますが、合併は全員が高い意識レベルで高邁な思想をもとに審議しなければならない。それから、どれを選択するにしろ、決定した事項に対しての大義名分は大切である。つまり住民の方に

十分納得いただけるような大義名分を審議する必要があるということでございます。それから、3番目は、特例を採用しなくても、地域の声というのは地域審議会を設置すれば反映されるのではないかと。それから、1回目と言いますのは、つまり実質審議に入りましたのが10月23日でございますので、1回目の審議というのは本で行われた会議ということになりますが、「原理原則である設置選挙が消えてしまうのか。」というような意見がありました。と言いますのは、次回、実は今日の午前の会議でございますが、原理原則である設置選挙については議題に挙げず、どの種類の特例を適用するか協議をすることにいたしましたので、先ほど言ったような意見が出たということでございます。それから、もちろん最終的には本来の定数であります議員定数、34名以内という議員定数の審議も行うということを確認いたしました。その他は次回の協議について、本日開催するという、それから本日の会議に先立ちまして資料、地域審議会についての参考資料をですね協議会資料と一緒に発送するということを確認いたしました。会議の中身は以上でございます。平成15年11月13日、始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長原田統之介、以上、報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの原田委員長の報告に対しましてご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第14号-2、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(3)、協議第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて、これは協定項目の25-4となりますが、を議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございます。第11回協議会の会議資料の11ページ、協議第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25-4）の提案理由についてご説明いたします。広報広聴関係業務につきましては、現在1市6町において独自にそれぞれ特色ある活動が行われてきております。合併いたしますとエリアも広がり、情報も多くなりますし、また、当面総合支所方式になるということで、どのような形で広報紙を発行できるのか。どのような広聴活動等ができるのか。いろいろな検討が必要になってくると考えられます。このようなことを踏まえまして、1、広報紙については月1回は発行すること。2、広聴関係については、合併後の新市の市長の考え方を反映させるという観点から新市において調整すること。3、ホームページについては、最近の高度情報化社会を反映するためにも新市において新たに開設すること。4、その他の広報業務についても各種広報媒体を活用した行政情報の提供に努めることというふうに四つの項目を基本理念として

挙げさせていただきました。なお、合併後における市長と語る会などの市政懇談会やホームページの詳細な内容、あるいはケーブルテレビ、防災行政無線等を活用した情報インフラの整備等につきましては、別途企画分科会や地域情報分科会、消防防災分科会などでさらに具体的に協議、検討が行われることになっておりますので、ここでは基本的な考え方をお示ししたところでございます。以上で広報広聴関係事業の取扱いについての説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお伺いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたしますが、この件につきましては提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目の25-4）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて、これは協定項目25-23となりますが、を議題といたします。本件につきましても前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

引き続き前回の会議資料の17ページ、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて（協定項目25-23）の提案理由についてご説明いたします。まず1の項目の情報公開制度についてでございますが、現在1市6町ともいずれも情報公開条例を制定しており、住民からの開示請求等に対しては条例に基づき適正な対応を行っているところでございます。したがって、新市においても引き続きこれらの1市6町の条例を調整した上で新たな情報公開条例を制定して対応する必要があることから、そこにお示したような表現にしたところでございます。次に、2の項目の個人情報保護制度についてでございますが、1市6町の現状といたしましては、既に3町が個人情報保護条例を制定しており、条例に基づく個人情報保護制度の運用が行われていることから、合併時には個人情報保護条例を制定しておくことが求められております。したがって、個人情報保護条例につきましても、情報公開条例と同様、既に条例を制定している隼人町や霧島町、牧園町の例を参考にしながら合併時に制定する必要があることから、そこにお示しましたように表現したところでございます。以上で情報公開制度の取扱いについての説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたしま

す。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて（協定項目25-23）は提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第5の次の協議事項についてを議題といたします。(1)の協議第19号、地方税の取扱いについて、これは協定項目の10となりますが、を議題といたします。本件は住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会長の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

皆さんこんにちは。住民部会の濱崎です。よろしくお願ひします。まずもって参考資料でございますが、訂正方をよろしくお願ひ申し上げます。5ページになります。参考資料の5ページになります。市町民税の個人の分でございますが、その納期の普通徴収税に関わる横川町の納期が1期、2期、3期、4期ありますが、2期目が「8月1日から8月の31日まで」となっております。そこの訂正方でございます。「8月の16日から8月の31日まで」ということでございます。ご了承願ひします。それでは、協議第19号、地方税の取扱いについて、国民健康保険税を除く、協定項目10、地方税の取扱いについて次のとおり協議を求めるものであります。その内容について説明をいたします。参考資料は5ページ、6ページになります。協議事項1、個人市民税の所得割については現行のとおりとする。均等割の税率については標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は、国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとするものであります。すなわち個人市民税の所得割の税率については現行のとおりとし、均等割は、地方税法第310条、個人の均等割の税率の規定でございます。その規定に基づき当該市町村の人口の構成による税率、年額が定められております。1市6町が合併した後の人口は、ご承知のとおり、約12万強となります。標準税率は2,500円になりますが、その経過措置として平成18年度及び平成19年度の2年度間は国分市を除く6町については不均一課税とし、税率を2千円とするものであります。なお、平成17年度については、地方税法第318条、賦課期日でございます。基準日が1月1日の関係上、合併の期日に関係なく、現行のとおり課税されることとなります。また、地方税法第8条の2第4項、市町村の配置分合があった場合の課税権の継承の規定でございます。それによりまして平成17年度の徴収金の賦課徴収に関しては、新市で新たな条例を定めない限り、

消滅する1市6町の条例によることとされております。繰り返しになりますが、これらの根拠法令によりまして平成17年度については必然的に現行のとおりとなります。このようなことから国分市を除く6町は合併年度の平成17年度から平成19年度の3カ年の期間は現行の年額2千円の均等割額の適用を受けることとなります。次に、納期でございますが、普通徴収は、国分市、霧島町の例により、地方税法第320条の法令どおり、第1期が6月、第2期が8月、第3期が10月、第4期が翌年の1月とし、特別徴収は、地方税法第321条の5の2でございますが、特別徴収税額の納期の特例がございます。その特例によりまして1市6町すべて現行のとおりのお取り扱いとなります。ちょっと後先になりますが、標準税率、例えば、制限税率とか、後で出てまいります、ちょっとその税率の説明を補足をさせていただきます。税率には、標準税率、制限税率、一定税率、任意税率等がございます。粗筋といたしまして標準税率は法で定められている税率を言うというようなことでございます。制限税率というのは超えてはならない制限の税率でございます。一定税率につきましては、もうこれ以外の税率はないと、一定した税率でございます。最後に任意税率でございますが、これ等は、ご承知のとおり、目的税の国保等がよく使われております。いわゆる地方公共団体が任意に定めるものでございます。以上が個人市民税関係でございます。次に、協議事項2、参考資料では7ページ、8ページになります。2、法人市民税の均等割については地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については現行のとおりとする。法人市民税の均等割の税率については、新市においては地方税法第312条第1項の標準税率を適用する。ただし、平成17年度から平成19年度までの3カ年間については、合併特例法第10条の規定により現行のとおりとするでございます。このことは先ほど個人で説明をいたしました。前項の個人市民税の均等割の考え方とこの法人市民税の均等割は合併年度にあたる平成17年度のとりえ方が異なります。法人市民税では必然的に合併特例法が適用されるものであります。つまり1市6町の間にまたがって2以上の事務所等を有する法人については、地方税法施行令第1条の3、市町村の配置分合があった場合における法人等の市町村民税の均等割の継承の規定でございます。この規定によりまして合併前日に消滅市町村内での当該法人は事務所等を有しなくなったものとみなし、合併前日までのそれぞれの市町における税率を適用して計算した月割の均等割額の合計額を新市が継承して徴収することとなります。ちょっとややっこしいですが、要するに新市の範囲内における異なる市町に2以上の事務所等を有していた法人につきましては、今まではそれぞれ各市町に法人住民税の均等割を納めていたわけでございます。それが新市発足とともに一つの法人として統合した形での均等割額ということになります。これが結論でございます。なお、次にまいります。法人税割の

税率については、現在国分市のみが制限税率**14.7%**を採用し、他の6町は標準税率**12.3%**を適用している状況でございます。新市の発足と同時に制限税率**14.7%**にすることは、一つには、これまで標準税率**12.3%**を採用していた6町の法人にとっては非常に理解が得にくく、新市発足と同時に税率を上げることは適当ではないという理由と、さらには個人市民税についても実質3カ年の不均一課税を適用するなどの点で経過措置を設けるべきだということもありまして、それに同調した形での法人の税率につきましては、実質3年2カ月になります。その間不均一課税をすることが望ましいということで調整をいたしました。次に、協議事項3、資料の9、10ページになります。固定資産税の税率については現行のとおり**1.4%**とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。これについて税率は現行のとおり**1.4%**を採用し、納期については、今現在地方税法では4月、7月、12月、2月との定めがあるわけですが、4月を納期とした場合、この時期は年度初めで、出納閉鎖期等も重なり、事務処理等が非常に煩雑になり、いろいろな問題が生じていたようでございます。それらを勘案いたしまして、地方税法第**362**条のただし書き規定になりますが、第1期目の納期を5月とすることが最も望ましいということで、各市町で調整をいたしました。次に、軽自動車税の税率で、資料の11、12ページになります。軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については5月1日から5月31日までとする。税率については地方税法第**444**条の標準税率としました。また、国分市、霧島町、福山町には雪上専用車の走行車両についての適用がございまして、他の町にはそれがありませんで、他町もそれに従い調整をすることにいたしました。なお、納期については、本来は地方税法による賦課期日が軽自動車は4月1日であります。納期は4月1日から**30**日までと**30**日間あるわけですが、いわゆる廃車、登録などの事務手続きがこの間に殺到いたしまして切符発送等にいろいろな問題を生じ、諸々の処理に時間を要するために、これも特例でございまして、地方税法第**445**条第2項のただし書きの規定によりまして4月を5月1日から5月の**31**日までとするものでございます。次に、協議事項5、参考資料は**13**ページになります。たばこ税の税率については現行のとおりとする。市町村たばこ税については、地方税法等の規定に基づき1市6町同一の取扱いのため、現行どおりとするものであります。ここにつきましては一定税率でございまして、ちなみに附則の第**30**条の2の規定でございまして、紙巻きたばこ千本につき**2,977**円が税でございまして、旧三級品、昔の新生、ゴールドンバット、桔梗等でございまして、それらにつきましては千本につき**1,412**円というような税率になっております。次に、6、参考資料の**14**、**15**ページになります。特別土地保有税の税率については現行のとおりとする。これについてはせんだっての地方税法等の一部を改正する法律によりまして平成**15**年度以降は新たな課税は行わないこととされております。つまり「課税の停止」という表現が使われ

ております。しかし、それ以来、平成14年度以前に行われている徴収猶予等は当然継承されるべきもので、それに関する残務処理を新市に引き継ぐことで調整をいたしました。次にまいります。協議事項7、資料は16、17ページになります。入湯税の税率については牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については現行のとおりとする。納税義務者については、地方税法第710条によりまして鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税するものでありますが、税の収納、徴収につきましては特別徴収でございます。税率については、標準税率である150円を基本に、実績の多い牧園町を例にいたしまして各市町で入湯客の利用状況に応じ段階ごとに調整をいたしました。最後になります。参考資料の18ページ、19ページになります。都市計画税の課税区域及び税率については現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については新市において調整するものとする。現在都市計画税を課税している所は国分市と隼人町のみでございます。現在の税率は100分の0.2でございます。納期については、固定資産税の納期と同様、5月、7月、12月、翌年の2月となっております。この都市計画税の納期につきましては、地方税法第702条の7、納期の規定がございますが、この規定では、固定資産税と同じように、4月、7月、12月、翌年の2月となっております。しかし、これもただし書き規定によりまして納期を変更することが可能となっております。一方、同法第702条の8の規定でございますが、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の賦課徴収の例によるものとする、いわゆる合わせて行うものという規定がございます。それを踏まえまして本日の協議事項第3で固定資産税の納期を5月に持ってきたわけでございますが、固定資産税の納期と同一とするものでございます。なお、今後合併後の新たな都市計画区域と税率については新市で調整するものとしていたしました。以上で協定項目10、地方税の取扱いについて、協議事項の8項目の提案理由の説明を終わります。よろしくご協議のほどを賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会長から提案説明がございましたが、これにつきまして何かご質問等はありませんでしょうか。木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の木場です。合併特例法では不均一課税は5年間認められているわけですが、それを3年と決められた理由は何であるのか。それから、標準課税した場合とこの不均一課税した場合に個人市民税あるいは法人市民税によって税収がどれぐらいの差額があるものか説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしゅうございますか。2点。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

その3年間でございますが、先進地の事例とか、当協議会等における社会情勢等を踏まえて3年というのが相場ではないかというような形での他市町村との比較のもとで一応3年をめどに不均一課税をするということで結論を出しております。次、その税収につきましては試算は今のところいたしておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。ほかには、はい、どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

ちょっと答弁漏れがございました。個人の均等割の積算でございますが、それにつきましては**1,366万7千円**という形での数字が出ております。誠に失礼いたしました。なお、法人につきましては今のところ試算はしておりませんし、なかなか、面倒といえますか、難しいようでございますし、いたしておりません。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特に質問がないようでございますので、協議事項第**19**号、地方税の取扱いについて（協定項目**10**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第**20**号、納税関係事業の取扱いについて（協定項目**25-5**）でございますが、これを議題といたします。本件につきましても住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会長から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、協議第**19**号に引き続きましてですね第**20**号、納税関係事業について（協定項目**25-5**）でございます。納税関係事業について次のとおり協議を求めるものでございます。その内容について説明をいたします。協議事項、資料では**31**ページ、**32**ページになります。1、個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成**17**年度から廃止する。前納報奨金制度は、昭和**25**年に税収の早期確保や自主納税意欲の高揚を推進し、財源の早期確保を目的に創設されたものでございます。早期に納付された税額に対する金利の運用という側面も考慮され、自治体の財政の基盤強化を図るものでございました。その廃止する主な理由といたしましては、まず第1に昨今の社会情勢の中、低金利時代においてこの報奨金は非常に高い利息相当額になり、時代にそぐわない制度であること。次に、サラリーマン等の特別徴収者には恩恵がなくて、普通徴収者のみの制度でございまして、不平等感があつたということも挙げられます。そして既に国分市と隼人町では廃止している等を加味いたしまして、その調整にあたっては各市町それぞれの理由や実情がございましていろいろ困難を極めましたが、納税者に不公平感が生じないようにすべきだというのがもう第1点でございまして、その観点から廃止に決定い

たしました。以上です。次に、協議事項2、納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。これにつきましても、納税組合については、既に国分市、横川町、牧園町で廃止しております。その納税組合の廃止の理由として、まず、その納税奨励金の違法性が判例等でも明らかになっている問題がございます。次に、大きな問題といたしまして個人のプライバシーの保護の問題が挙げられております。今まで納税組合に支払われていた奨励金の大半が自治組織の運営費等に充てられているのも現状でありましたが、納税組合を廃止することによって当然これら奨励金もなくなる事となるわけです。

「その奨励金がなくなることによりまして自治組織、いわゆる納税組合等の運営費等が減額し、十分な自治活動ができなくなるのでは」というような意見もございましたが、「自治組織への運営費やその育成のための助成金についての検討は、税部会で議論すべきではなく、総務部会等で審議するよう進言すべきではないか。」との意見で、それらが総意を占めまして、協議内容のとおり、平成17年度から廃止することで調整が図られました。以上で納税関係についての2協議事項でございます。その提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会長から納税関係事業関係につきましても提案説明がありました。委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

この税は徴収率が一番問題になると思うんですけど、私は霧島町であって納税組合あるわけですが、報奨金も当然あって、今の専門部会の説明のとおりだと思います。しかし、その徴収率が納税組合があるがゆえにですね極端な下がり方をしないと、徴収率が言わば上がるという現象があるわけですよ。その辺の審議はなされたんですかね。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

私個人の当事者でございますが、平成15年度で前納報奨金を廃止いたしました。今までの社会情勢、いわゆる県下においても半数程度がその前納報奨金、ましてやその納税組合の奨励金については違法性があるということで廃止を行っております。先ほどのその徴収率云々でございますが、インターネット等を通じましてその1年後、2年後の経過を追跡調査いたしました結果、一口に言って徴収率に影響が出るような廃止ではないというのが結論でございます。私どもも廃止にすることに踏み切ったわけでございます。現時点での徴収率でございますが、最初の納期、前納報奨金は最初です、についての徴収率は当然下がるわけでございますが、期を増えるごとに段々前年程度の徴収率になってきているようでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

それに関連いたしましてですね、国民健康保険税の徴収率が一番悪いわけです。これ直接医療に関わってくるんですが、その辺が一番大変だと思うんです。市民税とか、その金額の低い、これはですね割と納まると思うんですが、国民健康保険税等がですね一番医療関係に影響がありますんで、その辺はですね下がったかどうかお聞きしたいんですけど。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

誠に失礼ですけれども、国保税については次回ですね国保関係事業で一応そのそういう形での税方式なり、徴収方式なりをご説明、提案し、ご説明する次第になっておりますので、今日のところにつきましてはその主税の関係の8事業についての協議内容となります。すいませんが、あしからず。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

国保税も税の中に徴収に入るんじゃないですか、納税に。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

前納報奨金の関係、2税なんでしょう。それで、はい、今、浦野委員がおっしゃいました国民健康保険税。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

国保税もですね税の徴収という項目にあるわけですよ。なっているんですよ。だから、当然税の徴収と地方自治法の中にあるわけですから、この納税のところできちっとすべきだと思うんですよ。そうしないと、国保税をどう徴収するかどうかという問題とは切り離すわけにいかないと思うんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

浦野委員の質問と、それから関連でしょうか。関連であればよろしくお願ひします。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

溝辺町の今島です。事務局の言われることはよく分かるわけですが、今、国分市と横川、どこでしたかね、牧園ですね、廃止されておりますけれども、今、私たちの町でもですねこの報奨金というのは自治会の運営資金になっているわけですが、これは当然自治会組織というのは会費制であるのが当然でしょうけれども、今のところこれまで非常にこの報奨金、一つは納税を完納しようということの表れ、それとこれを集める日を決めてみんな一緒に集まっているいろんな話題が出たりですね、コミュニケーションも図っていると、こういうこともあるわけです。今、国保税のことも言われましたけれども、これもこれとまつわって、これが廃止ということで決まっとならば、その時それをどうするかということは、もうこれに従わなけりゃいけないということになるわけですが、あとその運営資金をどうのこうの、これは総務部会でどうという、それも一緒にひっくるめていかないと町民はですね非常に混乱して、これはいかんということに必ずなると、ど

ういうふうには今度はそこに説明をするかという問題が出てきますから、あるいはそれはもう少し「検討」という言葉でも入れとった方がいいんじゃないか。もう廃止ということになればすべてがそういう問題になってきて、私たちとしてもそれを納得させるということで大変苦勞をしますから、その辺がどういふふうには今後その国保税、それからあとの自治会の運営の方で少しでも何かあれば、それに代わるものが見出せばですね、これは問題はないと思いますが、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

今のご指摘はその納税組合の奨励金のことだと思いますけど、前納報奨金と項目も違いますし、別個に考えなくてはならないと、これが基本でございます。今のその納税組合のその廃止に至った経過につきましては先ほどご説明をいたしました、根本的には法的にその納税組合における奨励金は違法であると、これが第1点でございます。そして、その次に、例えば、もうご承知のとおり、情報公開、プライバシーの問題、個人情報保護条例、いろいろそういう形での個人のプライバシーが守られねばならないと、その2点に尽きるかと思えます。あとのその今まで長い間各自治体でそれぞれのその奨励金については、慣行例といいますか、いろいろな方式、例えば、金額なり、いろいろ様々でございました。けども、その2点を今後合併した暁にはいわゆる改善すべき事務方としての問題点であるというのが大きな皆さん方、専門部を通じても何回か差し戻しもし、困難を極めたわけでございますが、やっぱりその法的な存在と個人のプライバシーのその問題がどうしても拭い去れないと、そのことによっていわゆる合併を機に17年度で廃止するともうはっきりと専門部会の段階におきましてはもう断言したわけでございます。また、その前納報奨金につきましては、もう全然そのあれが、内容が違いますし、その件についてはよろしいでしょう。いいわけですね。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

その前納報奨金もですけれども、要はその運営、今まで言ったその自治会の運営ですね、そうしたものを検討をしなければいけないというようなことをさっき言われましたよね。それを検討されるつもりか、されたのか。その辺のことです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

総務部会の方をちょっと、はい、総務部会、事務局の方、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今の各自治組織の運営費の件だと思いますけれども、これにつきましてはですね、今、住民部長の方から2番目の方で納税組合については、合併後の17年度から廃止する、奨励金も廃止するというので提案がなされたので、合併協議会事務局といたしましてはですね、先ほど住民部長の方からもございましたけれども、総務専門部会のですね総務分科会で各自治会等の補助金等については協議をしている最中です。それで今まではこの納税組合がですね国分市、横川、牧園以外は全部ありましたので、運営費に充て

ている部分があったけれども、今後はこの方針が承認されればそういうお金がなくなるから、そこも含めて協議をしていただきたいということはお話をしております。今、総務分科会の方では協議中でございますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい、分かりました。」と言う声あり]

はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

実はですねこの納税組合の関係につきましては溝辺町が最後まで抵抗を示したと思っております。やはり、今、今島委員がおっしゃいましたように、とにかく納税組合が今互助の精神で納期内完納のために非常に大きな貢献をしておる。特にわが町ではそういう実態がありますので、少なくとも3年間は延長して、そしてやはり趨勢がこうなりますということを十分理解してもらった上で、あと自治会組織への補助というものもその間に考えていくべきであると、こんなふうに私は実は強く担当にも指示をしたんですけども、各町の意向がやはりプライバシーの問題、あるいはこの法律的に納税組合に報奨金を納税報奨金という形で出すことは違法性があるということで、法律に違反するということになればやはり問題があるなということで、私もほいじゃ最終的に各町のそういった法律的にどの条項に違反するのか。どういう根拠に基づいて法律違反だと言うのか。もうその辺も検討いただいてですね、法律違反であれば、これはやむを得ないだろうと。前納報奨金についてはですね、おっしゃったように、とにかくサラリーマン等はその恩恵に浴さないということで、やはり時代の趨勢であれば、これはもうやむを得ないだろうと。納税組合と前納報奨金とは分けて考えまして、実は納税組合の関係の報奨金について溝辺町はずっとわが町の実情からできれば3年間延長してほしいと申し上げてきた経緯がございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

特に今の質問に対して議論をされた経過もあったかと思いますが、今のことで何か、はい、コメントされることが。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

今、有村町長さんの方からその納税組合の廃止についての溝辺町さんの意向を話されたわけですが、その実態は先ほど言われたとおりでございますし、1市6町ですべてがそういう奨励金を今も現在やっておれば云々も可能かなという議論もございまして、今、ご承知のとおり、私も申し上げましたが、国分市、横川町、牧園町ではもう既に廃止をしていると。そうなった場合にいわゆるそこにいわゆる不公平感が生ずるんじゃないかと。その廃止の前例が3町にあるのに、他町ですね、をそこだけそういう形で出すということは、これはもう不公平感が、中立、公平の立場上、やむを得ない。そ

の法も当然でしょうが、その3町がもう既に廃止を決めているというのがこの廃止を決めた大きな一つにもなっておるようでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、協議をしていただくわけじゃないですから、提案された部分についての意見をいただくということですが、その、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

今、不均衡感があるということでしたけれども、確かにですねこれは税金はもう納めなければならない国民の義務ではありますけれどもね、やはり納税組合があって本当に助け合ってですね早期完納に今までずっと努力してきた長い歴史がわが町はあるわけでございますね、この報奨金制度がなくなりますと、やはり皆さんに迷惑をかけないという気持ちが出てきますと、都合がいい時に納めようということになれば非常に徴収努力に余計な経費が要る。そういうことになればやはり、溝辺町ですね税、税の徴収率が落ちてきますと、やはり新しいまち全体にも大きな影響があるのではないかと。そういった面ではやはりその町の歴史、伝統というものは何年かは残して、そして新しいまちに移行していくべきであるというのが私の考え方であったわけでございますね、そのことだけは、今日ここで決定する問題ではありませんので、そういう考え方のもとにわが町はそういう意見を申し上げてきたというふうにご理解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

全く同じようなことになろうと思いますが、今年の、私がこの合併協議会の協議委員になる前の私の集落での話し合いなんです、今年の3月、「合併をすればこのような納税組合に対する報奨金がなくなるよ。そうしますと、23名の戸数、23戸の戸数ですけども、この集落のこれから先もやはりどうやっていったらいいだろうか。」というような意見が出たわけでございます。現実のものになったなあと思っているところでもございますけれども、今、町長が言われるように、やはりある程度、即廃止じゃなくして、2、3年の、不均衡がある場合は、先ほど決めましたものも合併特例法では5年間となっておりますが、それぞれの市町村に不均衡がある場合に限って5年間の間現行法を適用してもいいというふうになっておると思います。それを先ほど3年間をしますよとなったから、このこともそれから類推しますと、やはりこの際、すぐ廃止するというんじゃないしに、やはり、今、町長が言うように、3年間の猶予を見てした方がいいんじゃないですかね。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい。黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

横川ですけども、今さっき前納報奨金のことについて、今、部会長の方から一応説明があったわけですけども、隼人町ということで前納報奨金を15年度から廃止して何

ら差し支えないような一応お話だったんですけども、14年度の一応各町報奨金制度をとっている所が支出実績が出ておりますけれども、参考までに隼人町の14年度の、までは一応実施されておっただろうと思いますけれども、この金額が分かっておったらお知らせいただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

その件につきましては資料は持ち合わせておりませんし、まだ、今その15年度につきましてもまだその年度途中でございます。データを見てみますと、先ほど説明しましたが、同月同年度で比べればまだ低いです。段々月を経るごとにその差が縮まってまいりますし、私どもは最終的にはもうほとんど前年並みの徴収率になるのではないかと、樂觀かもしれませんけども、そういうような見方をしております。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

それなりの一応現在の状況から一応部会長は報告されていらっしゃると思っておりますけれども、各町の実施されている所のこの支出実績から見ると相当な一応前納の特例を受けていらっしゃる方々が多いと思うわけです。そこらあたりの見解というのをどのように一応ご本人受け止めていらっしゃるか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしいですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

私どももその廃止をするに至るまでの各調査なり、各市町のデータを入手したわけでございます。先ほどご指摘がございましたが、その前納報奨金を廃止すれば収納率が下がるんじゃないかと、それはもう当然懸念される問題でございますし、そこは首長さんの判断を委ねられているところでございます。が、しかし、私どものその前納報奨金につきましては14年度で4,200万円が前納報奨金として支払われております。税収の4,200万、もうすごい大金でございますし、徴収委員、私ども専門官13人体制で毎晩残業しながら千円取ってきたり、100円取ってきたり、いろいろあるわけですけども、その前納報奨金の4,200万円に耐え難いといえますか、そこら辺も勘案をしていただきまして、徴収率には関係がないとはもう当然言い切れないわけですが、先進地とか、県下、先ほど申しましたが、大体半数ほどが前納報奨金につきましては廃止をしているような経過でございます。だから、そこをもって本町におきましてもこういう財政難の時代に4,200万の前納報奨金についてはいかなるものかというような結論のもとでそういう形で廃止に踏み切った次第でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（笹峰 護）

先ほど前納、それから報奨金が法的に違反だと、法に触れるというような説明があったわけですが、現に我々も町でやっているわけですけど、その辺の法に触れる部分についての説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしいですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

今その前納報奨金につきましてはその判例云々ではございません。納税組合の奨励金につきましては判例云々でございますし、今ここにその裁判の違法性についての資料を持ち合わせておりませんし、次回にその判例等で示された納税組合の奨励金についての違法性というのをお示いたしますので、それでいかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（笹峰 護）

やはりこういった公の場でこういった提案がされるんだったら、やはりきちんと勉強してですねその辺もやっぱり説明されるべきじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

私の方から申し上げますが、あとほかにございませんでしょうか。今提案をされて、いろいろなご質問がある部分については十分耐える資料を準備してほしいという要請もございましたが、次回協議をしていただきますので、その際には十分その辺も踏まえていただきたいと思います。部会長よろしゅうございますか。今、全体の質問の趣旨、今日は提案をされていらっしゃるんですが、提案にあたって、いろいろな委員の方々からご質問がなされますと、それに対する対応できるような資料を準備してほしいというお話が、要請がございました。今日は協議する場ではございませんけれども、協議に際しましてはそれらも十分踏まえてですね対応をしていただきたいことをお願いを申し上げたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

併せまして、36ページに先進事例が書いてございますね。ここの中を見ますと、いわゆる納税組合の納税報奨金については納税事務手数料相当額を交付するというのが広島県の高田市郡の6町の合併協議会で決まっておりますね。そういったことも検討していただきたいと思い、資料として出していただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか、部会長、今の趣旨。部会長よろしゅうございますか。次回資料をちゃんと出してほしいということです。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

以上の指摘につきましてはもうお詫び申し上げます。次回につきましてはその資料を揃えてご答弁したいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、迫田委員ですかね、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

牧園町の迫田でございます。これ以外にですね督促関係とか、そういったこと等がこ

う示されていないわけですが、そういった部分についてはどのような方向で提案されるわけでしょうか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

税につきましては項目も多いですし、例えば、督促、延滞金、減免、いろいろあります。今ご指摘のそのそれにつきましてはランクが確かBか、Cランクだったと思いますので、この協議会の場では議論されないと、Aランクのみという形になります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、ほかにございませんか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

納税組合を廃止することによって徴収率には影響はないというような説明あったわけですが、徴収コストについて検討されたものかどうかお伺いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしゅうございますか。部会の議論の中でですね徴収率が下がるか、下がらないかという議論はされたと思いますがと、いわゆる徴収コストの部門から見たその廃止の部分について議論されたのかどうかと、そういった趣旨だと思います。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

そのコストの面につきましては、個々のいわゆる市町間におきます今までの慣例なり、例えば、そのいきさつなり、例えば、その金額なりまちまちでございました。廃止した所もありますし、今、ご承知のとおり、その溝辺さん等は若干私どもが考える納税報奨金、奨励金とは違った意味かなあというのを何回か認識したわけでございますけれども、その根本はいわゆる税の見返り的な奨励金、その自治体、いわゆる自治組織の運営費等に充てられている面がその納税報奨金であったと。その納税報奨金については、先ほどから言いますが、いわゆるその違法性があると。だから、それに代わるいわゆる行政自治組織の育成なり、運営費については、総務部会等で検討してもらい、また、育成すべき部署ではないかというのが結論でございます、そのコスト的に徴収率が云々というのは、もう当然その専門部会長、各課長さんが自分の市町の納税組合についてはこれだけの奨励金を出し、これだけの徴収率があって、もしこれがなくなった場合にはこれだけのとその積算は各市町さんそれぞれお持ちのことだったと思っております。が、しかし、それを乗り越えての、いわゆるその税で支払われる納税奨励金そのものが、繰り返すようですが、法的な面と、いわゆるその組合を通じてのいわゆる個人保護条例、そういうプライバシー問題等を踏まえた場合、今後合併した暁にはやっぱりそれらは運営費としてその自治体の組織の運営、育成について行うべきものであって、税が支払う奨励金でその運営費として賄うべきものではないと、そういう認識のもとで今のような経過になったわけでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の全体の質問の中で恐らく、前納報奨金の関係と奨励金の関係をうまく整理を分けていただいてですね、それぞれの、奨励金の場合についての違法性の部分を、それを総務部会で自治組織の育成という形で別途でいろいろと考えておりますよというところまでですね次の段階で触れて説明していただければ、そこをお分かりになるのではないかと思いますので、その辺の資料を十分によろしくお願いをいたしたいと思います。はい、ほかに…。池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

牧園の池田です。今の前納奨励金にしろ、納税組合にしろ、徴収率の問題だと思うんですが、今コストの話が出ましたので、1点だけお伺いいたしますが、今、滞納整理組合というのが広域で行われておりますが、これのいわゆる組合負担金とですね徴収率の関係が最近、ここ1、2年非常に悪化をしているように思えますが、その辺のご検討はなされたものかどうかを伺います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしいでしょうか、今の趣旨。はい。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

今ご指摘のその滞納整理組合、1市あれば6町ですか、ついてこの項目には上がってきたわけですが、何せ一部事務組合というような形での組織でございますので、その一部事務組合の問題として滞納整理組合もランク付けをいたしまして、そこで取り上げようということで、今回のこのAランクの地方税の取扱いについては協議内容としては取り上げておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

だれか説明できる人がおれば、あのねこういうことだと、滞納整理組合がありますよ。税の取扱いの委託している中身がちょっと違っておりますよということと、今の個人市民税、固定資産税と、ここにかけられている部分と少し違いを説明されて中身をされた方がお分かりなんじゃないかな。一緒くたに今多分、税のこういうのも委託をされているんじゃないかと、滞納整理組合にと、その中の徴収率が下がる中で今のこの部分をどうだろうかと、廃止することについてはどうだろうかとというようなご質問じゃないかと思うんですよ。ですから、滞納整理組合についての事業税だとか、ほかの大きな部門委託をしておりますでしょう。それとはこう区分けをされた方が、そっちの税収が下がる部分と、ここで言うておるのは個人市民税と固定資産税の前納報奨金の話なんで、そこを少し分けて説明をされた方がご理解いただけるんじゃないかな。それを議論される時、これを議論される時はそっちは別個でしたよ。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

ちょっと余談になるのかもしれませんが、私ども滞納整理組合の組合員としていわゆるその徴収率と負担金の関係について、特に牧園町さんは議会等でもお叱りがあると、

というのは、負担金のひこ取っこんじゃねかかいというようなことで、いろいろその滞納整理組合についての存在、存続ですかね、それさえももう2、3年前から云々というのは聞いておりますし、当然今、この前もその滞納整理組合についての負担金といわゆる徴収、その分についての問題はその議事としては扱っておりませんし、今、議長が話されたように、いわゆるその徴収率については、その滞納整理組合で、自分たちの各市町でいわゆるそのできない分、例えば、面識があつたり、行けない分とか、難しい分とか、また、差し押さえとか、法的に難しい分を委託して、それをいわゆる滞納整理組合の職員がローラーなり、差し押さえなり、いわゆる法的な処分でその滞納分についての収納を図るわけでございますが、ご指摘の牧園町さん等につきましては、私どもも課長間の間でも負担金とその徴収率と追いつかないんじゃないかと、それで合併云々も考えていろいろせんないかなあというふうなものも聞いておりますし、今後一部事務組合の段階でその滞納整理組合の問題も上がってまいります。十分そこら辺は検討して存続についてもその一つの足掛かりとしたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほど始良地区の滞納整理組合の話がございましたけれども、この組合の取扱いにつきましてははですね、今、1市6町は一部事務組合は19の組合に加入しているようでございますので、全部をまとめて来年の3月に一部事務組合の取扱いについてはここで協議していただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。よろしゅうございますか。はい、福島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

横川町です。今、前納報奨金と、あとその組合の、納税組合のことが話題になっております。前納報奨金につきましては、やはり金利関係とか、あるいは特別徴収関係との不平等のようなことで17年度から廃止をします。そして、また、納税組合、これは分かります。そして、また、納税組合についても云々が書いてありまして、いろいろ各委員から話が出ております。納税組合の税を早く完納してもらうための組合でやっているんだからということいろいろ出ております。横川町は国分市と同じく廃止をいたしました、組合の報奨金ですね。これはですね、せっかくですので、ちょっと言いますけれども、やはり、今、事務局の方から先ほど申しました自治組織への補助金を何か、いけんか見直そうということで今検討をされていると。うちも実質、その納税を十分に考えたですね、法的には少しは、1割ぐらいは触れるかもしれないけれども、納税の完納をとらえた金額をですね、それをとらえた補助金制度を設けて、今、総務の方で自治組織で自治会に交付をしております、ここ1年、2年。だから、そのようなことでこの、これは廃止にはなっても、総務の方でその補助、助成制度を今、検討をしているということですので、要望でございますので、是非やはり今の納税組合がゼロにならないようにやは

りそれだけのある程度の助成ができるような制度をですね総務の方で検討をしていただきたいということで要望で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございせんか。そいじゃあ部会長さんの方に私の方から、今先ほど申し上げましたけれども、今の問題も含めてご説明される時に総務部会の状況も少し併せてご説明をしていただきますようによろしくお願ひします。何かですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今、総務部会の協議状況もということですが、総務部会についてはですねコミュニティ施策の中で自治会への補助金というのは出そうということで話し合ひはしております。そのコミュニティ施策については来年の3月をめどにということでスケジュールに載っているものですから、それに合わして協議をしようということで総務分科会等では話をしているところです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

とにかくですねこの納税組合組織というのは非常に私の町は大事にしてきたんですよ。それはプライバシーの問題とか、いろいろあると、問題、今日の社会ではありますけれどもね、ただ私はこの総務部会の方で別途自治会の補助金を考えるんだという問題につきましてもですね、金を出すようであれば納税組合に出した方がずっといいよと、もう徴収におまえたちは苦勞するがねと、これを組合をなくすればと、こんなことを申し上げたんですよ。すると、私がさっき言ったように、法律的にですね明確にこれは違反しておるということになれば、これは法治国家ですから、これは守らないかんですから、次の会ではですねその根拠をしっかりと説明していただければ納得すると思ひますよ。もうどうしても法律的に違反しておるということであれば、ほんなら別途、横川町さんがおっしゃったように、自治会に総務部会で補助金の制度も考えると、こういうふうに一とつ明確に根拠を次回は示して納得のいく提案をしていただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今、一応各委員の方からお話があったが、先ほど私申し上げましたように、提案理由に、提案に際しましてはどうか部会の方でもその辺を十分踏まえてご提案をいただきたいと。提案いただきましたこの件につきましては、今までお話があったようなことも踏まえて次回の協議の際に説明を補足していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。この件につきましてはほかにございせんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ないようでございますので、協議事項の第20号の納税関係終わらせていただきたいと思います。次に、会議次第5の(3)、窓口業務の取扱い（協定項目25－8）を議題といたします。本件につきましても住民専門部会が所掌事務となっておりますので、専門部会から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

皆さんこんにちは。住民部会の副部長の西重でございます。この案件につきましては私の方で担当ということでございますので、よろしくをお願いいたします。資料の37ページでございます。協議第21号、協定項目25－8、窓口業務についてを説明し、協議を求めます。部会としての結論から先に申し上げます。お手元の協議書にありますように、1点目、協議事項の窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行どおりとする。2点目、協議事項の印鑑登録証、これは住民カードを含みますが、これについては様式を合併時まで定め、合併後随時切り替えることとする。なお、切り替えの手数料は無料とする。3点目、協議事項の自動交付機については、既に設置されている国分市、牧園町については新市に引き継ぎ、他町においては合併後速やかに設置の方向で検討する。以上のことを専門部会で決定し、幹事会に諮っております。なお、手数料については、住民部会に限らず、他の部門にも数多くあることから、すべての手数料を含めての協議が必要でありますので、これについては合併時には統一するという方向性だけの決定といたしております。それでは、決定に至った経過について説明いたします。まず1点目の窓口業務については、各市、町とも住民票の交付事務、戸籍交付事務は、申請から交付、手数料の徴収、領収書の発行といった事務手続きが同じ事務手続きであり、各市、町とも違いはないということ。また、昼間の窓口開放についても、窓口職員の員数の関係から勤務体制には若干違いがありますが、いずれも12時から13時までの昼間においても事務をしていることからの結果からでございます。次に、2点目の印鑑登録証については、印鑑登録及び印鑑証明の交付手続きについては、各市、町とも印鑑登録する場合は本人若しくは代理人が登録申請する。印鑑証明の交付を受ける場合は、印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が申請、請求した場合に交付するとなっていること。また、外国人についても各市、町に外国人登録をしている者としており、各市、町とも違いはないことからの結果でございます。また、カードの様式につきましては新市として利用できる範囲を含め図柄等を統一するのが当然ということからの結果でございます。次に、3点目の自動交付機につきましては、国分市と牧園町については既に設置されておりますけれども、各種行政事務の電算化については電算情報専門部会で協議されており、メーカーや機種の設定がなされていくものと思っております。その決定がない限り、現在各市、町で使用している電算システムでの設置では不都合が生じる恐れがあることから、各総合支所に設置の必要があるのかどうかも含め合併後速やかに設置の方向で検討するとの方向性で決定いたしております。以上でございます。よろしくご

審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会の方から提案説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、協議第21号、窓口業務の取扱いについて（協定項目25－8）は終

件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。少し時間が経過しておりますので、ここでしばらく10分程度休憩をさせていただきます。30分から再開をいたしたいと思っております。よろしく願います。

「休憩 午後 3時20分」

「再開 午後 3時30分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、続きまして会議次第第6の新市のまちづくり計画、第1章～第4章・第8章・第9章の素案についてを議題といたします。この新市まちづくり計画につきましては、前々回の第10回の協議会におきまして協議第14号、新市のまちづくり計画について（協定項目6）で計画の骨子、いわゆる全体構成について提案を行い、承認をいただいたところでございますが、その計画の骨子に基づきまして第1章～第4章・第8章及び第9章について素案がまとまりましたので、事務局の方から説明をさせていただきたいと思っております。なお、このうち第4章の部分につきましては前々回の会議でも素案ということだけで説明させていただきましたが、その後幹事会、プロジェクト会議等でさらに検討を進めてまいりました結果、第4章を含めまして、事前配付をいたしております別冊3の資料、新市のまちづくり計画、第1章～第4章・第8章及び第9章（素案）のように現段階における素案がまとまりましたので、説明をさせていただき、委員の皆様からご意見等をいただきたいと思います。そういう形で進めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、説明させていただきます。説明資料につきましては別冊の3と、それから参考資料ということで各市町の財政シミュレーション、この2冊において説明をさせていただきます。主なものだけを説明させていただきたいと思っております。目次の所でございますけれども、第1章から4章まで、それと8章、9章が本日の事前説明になります。

れども、説明につきましては、1章から3章までと9章の財政計画につきましては私の方で説明をさせていただきます。第4章の基本方針につきましては計画班の木野田の方で説明をさせますので、よろしくお願いいたします。なお、ただいま説明がありましたけれども、まだ素案の段階でございますけれども、委員の皆様方の意見をいただきたいということで説明をするものでございます。次回原案として提案していくこととなります。よろしくお願いいたします。1ページ目でございますけれども、第1章序論、1市6町の歴史ということでございまして、1ページ目に国分市、霧島町、隼人町のそれぞれの市政、町政についての説明を記載、掲載いたしております。2ページ目まで続けております。なお、明治22年につきましては、市制、町村制が施行された時になっております。3ページ目につきましては1市6町の現状と課題ということでそれぞれ国分市から現状と課題を掲げておりますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。国分市の課題ということで1点目に拠点都市としての役割というのが課題であるということ。それから、ちょうど真ん中頃になりますけれども、都市化のスピードに追い付かない都市基盤整備というのが国分市の方の課題ということで、これは振興計画等が上がってきております。溝辺町につきましては、一番上の方に書いてありますが、都市的な魅力と農村の魅力の共存、それから、その一番下になります、広域的視点での地域づくりというのが主な課題なのかなあというふうに考えております。4ページ目に移ります。横川町につきましては、少子化、それから高齢化への対応、それと地場産業の振興というのが主な課題じゃなかろうかというふうに考えます。牧園町ですが、高齢化の進展への対応、これは人口減少対策ですね。それから、3番目の所に観光産業の振興ということで冷え込む観光をどうするかということがその課題ということで上がっております。霧島町につきましては、同じく少子化や高齢化の進展への対応、それから、一番下の方に書いてありますが、地域連携の推進と町民参加の地域づくりというのに取り組みをされておりますが、なおかつ課題であるということで上がってきております。隼人町ですが、2番目の社会福祉の充実と町民の健康づくりの推進、それから、その下の町の基盤整備をはじめ、活力とにぎわいのある産業の振興というのにまとめさせていただきました。福山町ですが、2番目に書いております少子・高齢化社会への対応、それと総合運動公園の確保したスポーツの盛んな町づくりの推進というのが主な課題というふうに事務局の方では考えております。人口につきましては推計人口を掲げております。6ページ目にまいります。(3)番として合併の必要性を掲げておりますが、前文と、それから前文の最後の2行でございますけれども、これから対応する必要がある主要な項目として住民の日常社会生活圏の拡大、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化の4項目について整理をさせていただきました。一つ目の住民日常社会生活圏の拡大ということでございますけれども、今から約40年から70年前と、実際は合併等がされてない所につきましては百何年変わっていない状況でありますけれども、も

うそういった中で住民の日常生活圏、特に通勤・通学、買物、通勤等市町の区域を越えて拡大しているというようなこと等を書いております。これが1点目でございます。2点目、7ページ目になります。地方分権の推進、ご承知のとおり、国・県からの権限移譲が急速に進められております。自己決定・自己責任の原則のもと、住民に身近なサービスの提供は各地域で責任を持ってやらなければいけないという状況になってきております。そのために個々の市町の自立体制整備が必要になってきておりますというのが2番目の2項目でございます。3点目といたしまして少子・高齢化の進展、係数的には後もってまた20ページの方で説明をいたしますけれども、主なものといたしまして年少人口、これは平成37年に、2行目ですけれども、15.7%まで減少します。それから、4行目になりますが、65歳以上の割合ですけれども、37年には26%というようなことで、急速に全国的に少子・高齢化が進展しておりますが、当地区も一緒だということになります。1市6町の出生者数の推移を掲げておりますけれども、1年に1,300から1,400人程度の出生者ということになっております。下の方は高齢化の推移でございますが、一番上が県で22.6、1市6町が19.8、全国平均が17.4ということに平成12年の国調の結果でございます。8ページ目に移ります。国・地方を通じた財政の著しい悪化ということで、ご承知のとおり、国・地方を合わせた債務残高は700兆円に近い数字になっております。1市6町の財政の見通しということで1市6町が合併しなかった場合の財政シミュレーションをいたしました。後もって別冊でまた説明をいたしますけれども、現在の標準的な行政サービス水準を維持すると仮定し、歳入不足の場合は基金、貯金になりますけれども、繰り入れて運営をしていく。そうしますと各市町とも平成21年から26年、ほぼ21年と22年、国分市の方が26年になりますけれども、基金がなくなるというような見通しになっております。人口等につきましてはまた後もって説明をいたします。表の中の見方でございますけれども、国分市の所を参考までに説明しますが、平成14年の段階で決算的に68億という基金、貯金があることになっております。毎年の収支がマイナスということに転じております。平成26年になりますとこの基金をすべて使い果たしてしまうというようなことでマイナスになりますというふうに書いております。平均して建設事業、道路とか、学校造りとか、ハード事業になりますけれども、約52億程度の普通建設事業費でございます。同じく溝辺町の場合ですと平成14年の段階で14億程度の貯金があります。これが22年になりますとマイナスになっていきますというふうに書いております。横川町、これが22年、牧園町が21年、それから、右側のページで霧島町が21年、隼人町が21年、福山町が21年というようなことで、現在ほとんどの町の方で基金等が大体10億から12～3億、同じような形態をとっておりますので、同じような形で投資をしていけばこういうことになりますよというシミュレーションになっております。9ページ目でございます。表の下になりますが、各市町とも合併しなければ、今後、普通建設事業費等の投資的経費の削減のみならず、人件費、物件費等の義務的経費の削減

まで検討しなければ運営していけなくなりますというふうにまとめております。その下は仮に合併した場合の合併効果を書いております。(1)番で行政のスリム化ということで物件費、10年間で16億、それから、②番で特別職等の人件費削減効果でございますけれども、1番目に市町長等及び議員の定数減ということでございます。市町長の場合につきましては28名が4名、議員の場合は最終的には120名が34名ということになっていくということになりますので、その10年間の効果で50億と。それから、職員の場合ですと現在約1,200人おります。これが類似団体の13万人程度の人口ですと960名程度で執務をしておりますので、10年間でこれに近づけていくと仮定した場合で数値を計算いたしております。それから、10ページ目に移ります。10ページにつきましては(2)番で合併による国・県の支援ということでございます。普通交付税、特別交付税、それから交付金、それから特例債、そういった国・県の支援がございまして。それから、下の方になりますけれども、合併後10年間の歳入歳出の合併効果というのも計算させていただきました。各市町の収支を単純計算しますと、基金、貯金の残高は平成26年、10年間の計画でございますので、平成26年の段階でずうっといけば約132億円のマイナスになるということになります。仮に合併するとして、合併特例債を含んでおりませんが、10年間の歳入、これにつきましては交付税とか、国・県の分、それから歳出では、人件費、物件費、この効果を計算しますと約201億円になりまして、差し引き69億円の黒字ということに計算をいたしております。それから、11ページ目に移ります。(4)番目で新市のまちづくり計画策定の方針ということでございますが、計画の指針でございます。①番の所でございますけれども、2行目からちょっと読まさせていただきますが、「1市6町の合併に際し、住民が合併の適否を判断するための材料と合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものであります。」、2番目でございますけれども、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、それから、公共施設の統合整備及び財政計画で構成いたしております。計画の期間でございますけれども、合併後おおむね10年間の期間について定めております。12ページ目が新市の概要でございます。主なものだけ説明をします。12ページ目は、位置と地勢、面積、新市の面積は合わせて603.67㎏になります。13ページ目が役場等の位置、圏内での位置を掲げております。14ページ目からは人口の構造になっております。12年度の国勢調査の人口を基にして集計をいたしております。12万7,912人ということになってまいります。増加傾向にあるというのがグラフで見られるのかなあというふうに考えます。人口につきましては15年は推計人口を求めております。真ん中の所の人口の推移ですけれども、国分市と溝辺町、それと、国分市と溝辺町が微増ということで、あと隼人町さんがほぼ横ばい、あとは人口は減っているというようなことで、全体的には微増というふうなふうに推計上はなっております。15ページ目につきましては、上の方が年少人口、生産人口、生産年齢人口、それから老年人口というような形で掲載してござい

す。下の方が男性と女性の割合でございますけれども、男性**49%**、女性**51%**、ほぼ一緒かなあというふうに考えております。併せて1世帯あたりの人員ですけれども、**12年度**の段階では1世帯あたり**2.48人**というような家族構成になっております。**16**ページ目につきましては産業構造で産業別の就業人口でございます。当地域につきましては二次産業の比率が高いというような分析ができるということでございます。**17**ページでございます。今後の見通しでございますけれども、人口推計につきましては、ちょうど**10年後**でございますけれども、**27年**には**13万2,960人**という推計をいたしております。平成**37年**、約**20年後**には**13万3,847名**というようなことでございます。推計の仕方につきましては後のページで少し説明をさせていただきます。**18**ページ目でございます。**18**ページ目の所の表の下に書いてございますけれども、これは人口のとり方を計算をいたしております。前回、ちょうど1年前に財政シミュレーション等をつくる時と変えているのが、下から4行目の所に「今回の推計に際しては、この変化率をなるべく最近の形態にするために平成**10年10月**から平成**15年10月**にかけての人口の変化率を採用しております。」と、ちょうど1年前はこれが平成**9年の10月**と平成**14年の10月**ということで、とり方はその所が変わっているだけでございます。国分市が平成**12年**に対しまして、平成**37年**の所でございますけれども、**121.4%**ということですが、今回の場合は**6万5,508名**という推計になりました。前回のシミュレーションでは、参考までですけれども、**6万6,439**、前回、ちょうど1年前に推計した数字をそれぞれ町ごとと発表さしていただきますけれども、国分市が**6万6,439**、溝辺町が**9,168**、**9,168**、横川町が**4,071**、**4,071**、牧園町**6,042**、**6,042**、霧島町が**4,371**、**4,371**、隼人町が**4万3,468**、**4万3,468**、福山町が**5,786**、**5,786**、地域全体といたしましては**13万9,345名**ということでございます。**13万9,345名**ということで、ちょうど1年前にシミュレーションをした時の数字からすると少し動きがあるようでございます。特に結果といたしまして国分市の人口の増が鈍化しているということと、隼人町の方の伸びが非常に、ほぼ横ばいと言うんでしょうか、1年前のシミュレーションからすると伸びが鈍化しているということで、後もっての財政シミュレーションに反映してきます。将来人口推計につきましては平成**37年度**までをシミュレーションをさせていただきました。**19**ページ目ですけれども、1世帯あたりの人員でございますけれども、**27年**、ちょうど**10年後**には1世帯あたりが**2.18人**という推計をいたしております。**20**ページ目でございますけれども、年齢別人口です。**14歳**未満の人口、それから**15歳以上64歳**未満、それから**65歳以上**というようなので分析をいたしております。特に高齢化率というのが、下の方の表でございますけれども、先ほどの人口の前回との比率で若干は変わっておりますけれども、合計として**26%**、**37年**の段階で**26%**という**65歳以上**の高齢化の割合でございましたけれども、今回はですね、前回は**25%**という推計をいたしております。特に数字が大きいのが牧園町の**46.1%**、これ前回は**45.3%**でしたので、ほぼ**45%**程度、それから霧島町が**46.6%**ということで、率からい

きますと65歳以上の割合がほぼ二人に一人というようなこういう傾向が見られるのかなあというような形でございます。国分市、隼人が20%台、溝辺町がですね、そういった形でのシミュレーションになっております。先ほどの少子・高齢化ということ等がこちら辺でうかがえるのかなあというふうに考えます。21ページ目でございますけれども、これはちょうど27年の産業別の就業人口というのを推計をいたしております。1章から3章までにつきましては以上で説明を終わります。引き続いて第4章の基本理念につきまして計画班の方で説明をさせます。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

それでは、22ページからの基本理念についてご説明いたします。まず、22ページからの基本理念に入る前にですね、後ろの方の35ページを開いていただきたいと思います。35ページの方に新市まちづくりの体系図ということで、この4章の基本理念、それから、5章の今後計画しております基本計画、それから、6章の主要プロジェクトへの流れを少しフローにして整理しておりますので、そちらの方で一旦この体系の考え方を説明いたしまして、前の方の説明をポイントにつきまして説明したいと思っております。まず、まちづくりの基本理念でございますが、「世界に開く人と自然、歴史、文化がふれあう都市」ということで、これはどういう視点でこういうキャッチフレーズになったかということで、下の方に書いておりますが、空港を拠点として世界を視野に入れた人と自然、歴史、文化、ほかには産業とか、いろんな様々なふれあいのある都市づくりということでこのようなテーマにしております。それから、サブタイトルとしまして「霧島山系から錦江湾の鼓動が時空を越え躍動する新都市」ということで、これは「霧島山系から錦江湾一帯のこの地域内全体ですね多彩な潜在力が未来に向かって進化しながら、新しい地域力となって躍動する新しい都市」というようなサブタイトルにしております。そして今度はその基本理念を実際来实现していく将来像としまして「人と自然が輝き、人が開く多機能都市の創造」というふうになっております。視点としましては「人と自然や地域が持つ魅力を最大限に生かし、一人ひとりが将来像を描きながら、多種多様な機能が調和した新しい都市の創造を目指します。」というふうになっております。そしてその下にはその将来像を支えております七つの柱、一応1市6町、7市町でございますので、その7市町と、それから、社会基盤から行財政の七つの分野引っかけまして七つですねキーワードをつくりながら、それがふれあっていく都市づくりというような考えにしております。こちらの方は後のページの方でご説明を少しいたしますので、割愛させていただきます。それから、この35ページの、すいません、一部訂正でございます。「世界にひらく」の「ひらく」が漢字のままになっておりました。ここを平仮名に直していただきたいと思います。それから、36ページの方でございますが、基本理念、将来像を受けまして、次は新市の都市の構造といたしますか、各地域別の振興方向等を示しておりますが、まず三つのゾーンを計画しております。自然交流ゾーン、田園文化ゾーン、

それから錦江湾多機能都市ゾーンと、そしてそれを包括いたします広域的な連携軸と地域連携軸というような形で五つの、三つのゾーンと二つの連携軸で都市構造を決定していくと。そしてそういったものを受けながら基本計画、それから主要プロジェクトを今後つくっていくというような流れになっております。それでは、22ページの方にお返りください。22ページには先ほど申しました「世界にひらく人と自然、歴史、文化がふれあう都市」という基本理念を掲げております。ここが平仮名になっております。こちらの方が正しいということになります。ここでこの基本理念をつくる上で、ちょうど4行目ぐらいになるとと思いますが、「現代社会は、人、物、情報の流れが一段と多様化し、増大する中で、そのネットワーク機能や受発信機能の確保・充実が地域力向上の鍵となっております。」ということで、今後こういう人、物、情報の流れをですねネットワークしながら、そしてそういった受発信機能を確実に充実させていけばこの地域の向上力になっていくんですということになります。そういったもとで新市では、鹿児島空港を拠点として世界を視野に入れた新しい都市づくりを進めるとともに、人と自然、歴史、文化など様々なふれあいのある調和のとれた田園文化都市と産業がバランスよく配置された多機能都市の形成を図りながら、快適で愛着の持てる、安心して暮らせるまちづくりを進める方針のもと、「世界にひらく人と自然、歴史、文化がふれあう都市」をまちづくりの基本理念といたしております。それから、23ページの方ですが、将来像としましてはその基本理念をどのような姿につくり上げていくか。そしてその目標を定めたものが新市の将来像でございます。「人と自然が輝き、人が開く多機能都市の創造」ということで、この地域にあります多彩な地域の特性を最大限に生かしたものとし、住民一人ひとりがあるいは地域コミュニティがお互いの信頼関係を築き、その実現に向かって行政と住民が協働しながらお互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていきますということで、このような考え方を基本にして「人と自然が輝き、人が開く多機能都市の創造」ということで、やはり新しい都市を開いていくのも人が中心になるんですよというような意味でそこに掲げております。そしてその七つ、その将来像を支えます七つの柱の将来像でございます。まず一つ目が、社会基盤分野に該当いたしますが、「活力ある都市づくり」ということで、これは快適で魅力的な都市機能の充実と安全で活力ある都市づくりということで、新市が躍動するイメージということで下の方から「躍動」の「躍」という字を少し浮き彫りにさせております。それから、二つ目が「自然に優しい都市づくり」ということで、これは生活環境部門に該当いたしますが、自然と共生し、だれもが安心して住める都市づくりということで、気持ちや心が休まる癒しのイメージで「癒し」という字を下から浮き上がらせております。24ページです。「育み、磨き合う都市づくり」ということで、教育文化の部門になっております。これは育まれてきた教育文化の継承と生涯学習、国際交流を推進する都市づくりということで、すべての人が将来に夢を持てるイメージで「夢」というような

文字にしております。それから、4番目が「助け合い、支え合う都市づくり」、これは保健福祉部門ですが、すべての人が安心して暮らし、共に助け合い、支え合う都市づくりということで、すべての人がみんなで支え合うイメージで「支える」という字をキーワードにしております。それから、5番目が「産業ふれあい都市づくり」ということで産業経済部門でございますが、多種多様な産業が調和した産業ふれあいの都市づくりということで、人や産業のふれあい交流をイメージして「交流」の「交」、「交わる」という字にしております。それから、6番目、「住民参画の都市づくり」、これはコミュニティ部門ですが、住民が主体的に参画し、行政と協働する都市づくりということで、行政と住民の協働をイメージしております「協」という字をキーワードにしております。それから、最後の7番目、「健全な行財政組織の都市づくり」ということで、これは健全で自立した行財政運営と地域拠点（旧市町村の役場、市役所等になると思いますが）の連携による都市づくりということで、1市6町が合併します。そういった形で旧市町村間の強い絆ですね、絆で結び付きをイメージするというで「絆」というようなイメージのキーワードにしております。続きまして25ページからはまちづくりの基本方向ということで各分野ごとの振興方向について整理いたしております。なお、この基本方向の分野別の振興方向につきましては、6月から9月まで行いましたまちづくりフォーラム、このフォーラムの提言集の中にまとまりましたものをなるべく尊重しながら、そして行政のワーキング・プロジェクト会議の中で整理しながらここに掲げております。まず、社会基盤分野でございますが、空港、港湾の周辺整備とこれらの拠点と連係する道路網の整備、そして、また、生活に密着した情報ネットワークの整備を進めて活力ある災害に強い安全で快適な都市づくりを目指しますということで、基本目標としましてそこに三つの目標を掲げております。「災害に強い安全で快適な都市づくり」、それから「空港、港湾、高速道路、鉄道を生かした都市づくり」、それから「情報ネットワークを生かした都市づくり」ということで三つの基本目標を掲げながら社会基盤分野の振興方向としております。続きまして26ページでございますが、生活環境分野におきましては、住民と連携した防災・防犯体系の強化を図りながら、地域の海、山、川が一体となった自然豊かな都市づくりや環境に優しい都市づくりを目指すということで、同じく三つの基本目標で「安心して暮らせる都市づくり」、それから「海、山、川が一体となった自然豊かな都市づくり」、「住民による都市づくり」という三つの基本目標で掲げております。27ページが教育文化部門でございます。地域に根ざした特色ある教育活動を推進しながら、地域の伝統文化を育みながら、新しい文化を創造していく必要がありますので、情報の共有化や人づくりとその環境づくりのために生涯学習等を支援する体制を充実させて特色ある教育文化活動を推進していきます。基本目標といたしまして「地域に根ざした特色ある学校教育を推進する都市づくり」、二つ目が「伝統文化の継承と新しい文化の創造を図る都市づくり」、三つ目に「人づくりとそのための環境づく

り、息の長い生涯学習を推進する都市づくり」の三つのテーマを基本目標に掲げております。続きまして28ページでございます。保健福祉分野でございますが、保健福祉分野におきましては「温かな家庭や地域の中で共に支え合い、生き生きと暮らせる都市づくり」を目指していきます。基本目標としまして「すべての人が安心して生き生きと暮らせる都市づくり」、二つ目に「生涯にわたり自主的に健康管理ができる都市づくり」、三つ目が「安心して子供を産み、心豊かに子育てができる都市づくり」の三つの基本目標を掲げております。29ページにいきます。産業経済分野でございますが、産業経済分野では主にフォーラムの方々から出たふれあいというものを基調にしたテーマにしております。一つ目が「産業間の交流、ふれあいによる商工業の振興を図る都市づくり」、二つ目が「生産者と消費者とのふれあいによる農林水産業の振興を図る都市づくり」、三つ目が「観光客と地域住民とのふれあいによる観光の振興を図る都市づくり」という三つの基本目標に掲げております。30ページです。コミュニティ分野でございます。コミュニティ分野におきましては地域の声が反映される仕組みづくりを確立していきます。特に地域コミュニティの低下や中心部と周辺部の格差等の課題を解決し、均衡のとれた都市づくりを目指していきます。基本目標といたしまして「住民、自治会組織、企業、ボランティア団体、NPO（民間の非営利団体でございますが）などと行政が協働する都市づくり」、それから、二つ目が「国際交流を積極的に推進する都市づくり」、それから、三つ目が「人づくりを大切に進める都市づくり」、この三つの基本目標を掲げております。31ページです。行財政分野でございますが、先ほど話がありました地方分権に対応するために健全で自立した行財政運営、開かれた行政の推進、質の高い行政サービスの提供を図る都市づくりを目指していきます。基本目標といたしまして「健全な行財政を進める都市づくり」、「開かれた行政を推進する都市づくり」、「質の高いサービスの提供を推進する都市づくり」のこの三つを基本目標に掲げております。ここまでが分野別の振興方向でございます。32ページ、33ページに地域別の振興方向を掲げておりますが、34ページにその土地利用構想図を掲載しておりますので、そちらをごらんになりながら説明を聞いていただきたいと思います。地域別の振興方向につきましては、先ほど申しました自然、産業、教育、文化及び土地利用等の特性を生かした均衡ある発展を目指すため、これまでの各地域の歩みを尊重しながら、新市を大きく三つのゾーンに分けて次のような振興を図っていきます。まず一つ目の「自然交流ゾーン」ですが、これは豊かな自然や美しい環境を保全、継承し、住む人、訪れる人が癒されるゾーンの形成ということで、主に1市6町の山麓地帯を「自然交流ゾーン」と位置付けまして豊かな自然や美しい景観を保全、継承し、これらの魅力を、住む人だけでなく、訪れる人までが享受できる心休まる癒しのゾーンの形成を図っていきますというようにしております。そして、また、温泉とか、雄大な自然を十分に活用しながら、アウトドアレクリエーション的要素又は滞在型リゾート的要素を包括するゾーンとしての活用も図ってい

きます。二つ目が「田園文化交流ゾーン」でございます。自然環境や文化と共生する交流体験地域として農業と観光のふれあいのある田園ゾーンの形成ということで、主に空港周辺を人と物の交流拠点としながら、地域一帯を「田園文化交流ゾーン」と位置付けております。それから、そして、ここは農業と観光の振興を図りながら、自然と文化が共生する交流体験地域として整備を図っていきます。また、中心部の衛星都市としながら、計画的なベッドタウン化を進めて生活と産業がふれあう調和のとれた交流地域として整備を図っていきますということになります。三つ目が「錦江湾多機能都市交流ゾーン」でございます。都市機能を充実し、にぎわいと躍動感あふれる市街地とマリンゾーンの形成ということで、主に国分平野一帯を「錦江湾多機能都市交流ゾーン」と位置付けております。都市機能の充実を図りながら、居住環境やスポーツ・レクリエーション環境の整備を進めてにぎわいと躍動感のあふれる交流拠点都市づくりを図っていきます。また、錦江湾沿いの一帯はマリンゾーンとして整備を図りながら、港湾事業や漁業等の振興も促進していきまうような位置付けにしております。33ページの方にまちづくりの軸の方向性ということで、これは新市地域内外との人や物の活発な交流を促進するために二つの連携軸を設定しております。まず一つ目が「広域連携軸」です。これは裏の図面を見ていただければ分かりますように、空港、それから九州縦貫自動車道、東九州自動車道を中心とした軸を「広域連携軸」と位置付けております。そして新市の生活の向上や産業の振興を図る重要な機軸として今後は南九州あるいは全国各地との連携を強める軸としていきます。そして軸を中心といたしまして民間投資、民活を含めました施設の整備も推進していきまうというふうにしております。それから、「地域連携軸」でございますが、これは図面の方に丸い地域拠点というのがございます。これが現在の各市町の役場周辺のあたりを拠点としておりますが、そういう旧市町村の市役所や町役場を中心とした地区を地域拠点として各地域の交流連携を推進することにより新市としての機能強化を図っていく軸として「地域連携軸」を設定します。そして軸を基本にしながう、各種施設の適正な配置を今後図っていきまうというふうな位置付けにしております。34ページには、今言いました三つのゾーンと、それから二つの連携軸をそこに掲げております。なお、この一番広い範囲の「田園交流文化ゾーン」が1市6町すべての市町村に該当しながら、あと国分、隼人、それから錦江湾沿いの都市部の所がこの「錦江湾多機能都市交流ゾーン」になっております。あとは上の方が「自然交流ゾーン」というような位置付けにしております。少し境界についてはぼかしたところもありますが、明確にどこという形の中では個々の判断がしにくいので、このような図面の表現になっております。以上が第4章の説明でございます。続きまして私の方で65ページの第8章の公共的施設の統廃合整備まで説明をさして終わらしていただきます。65ページをお開きください。公共的施設の統合整備でございます。新市の公共的施設につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特

性やバランス、利便性、さらに財政事情を考慮した上で整備していくことを基本としております。統合整備に際しては、既存施設の有効利用や相互利用、あるいは施設の新規設置など管理体制も含めて十分に検討して住民サービスの維持向上に向けた整備に努めますと。また、先般の事務所の位置検討委員会でご決定いただきまして、協議会の方でご決定いただきました事務所の位置につきまして、本庁舎につきましては当面は国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）として、これまでの市役所、各役場を総合支所として、現在の牧之原支所は引き続き支所として住民サービスの維持向上が図れるように必要な整備充実を図っていきます。なお、将来的には庁舎建設も、「当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討するものとしていきます。」ということで、ここらの文言につきましては事務所位置のものを引用しております。なお、総合支所になりますと当然各役場の空きスペース等が出てきます。その利活用等を含めた統合整備ということで、先ほど申しました既存施設の有効利用や相互利用というのはそのようなものを含めてですね、今後まちづくりの団体の拠点とか、空き会議室を利用しました歴史資料室とか、図書室とか、そういったものも含めてこの公共的施設の統合整備の中では検討していくというようなことしております。以上で第4章、第8章の説明を終わらさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

続いて第9章。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、もう少し時間をいただきまして、財政計画に入ります。後ろから何ページでしょうか。66ページという、66ページという数字が打ってあります。前提条件の所でございますけれども、これはあくまでも最終的に財政計画が出来上がった文章といたしております。合併後10年間の財政運営の指針をそれぞれ項目ごとに過去の実績等に基づいて行いますということと加えてまちづくり計画に基づく事業、それから調整分ですね、それから合併に伴う経費節減分、それから国・県の支援分等を反映させると同時に、最終的には健全な財政運営を行うことを基本として普通会計ベースで算定をいたしております。「項目的にはほぼ過去の実績等に基づきながら推計をいたしております。」というふうに書いております。⑧の所でございますけれども、非常に影響があります地方交付税でございますけれども、3行目、平成17年から22年度においては、現在の20%減と言うんでしょうか、年間約3%程度の減で推移をいたしております。これ等につきましては国が示した数値等で推計をいたしております。66ページについては以上です。67ページ目につきましては歳入の分と歳出の主なものでございます。特に歳出の中の2番目でございますけれども、現在扶助費というのが非常に増えておりますが、平成15年度の決算見込額は毎年1%ずつ増えていくということと、生活保護費等の県からの移譲分、市になりますと生活費の関係が、現在の町の方でしょうか、これが市の方で行うという

ことで、この移行が出てきます。そういったのを反映し、あとについては決算ベース等を基にして推計を行っております。それから、68ページ目です。普通建設事業費というのがあります。単独市町の分につきましては平成17年から19年の積み上げの額といたしました。20年度以降につきましては3年間の平均に回帰式を用いて算出をいたしております。これに合併特例債事業等を上乘せをするというふうなことになってまいります。69ページ目と70ページ目に数字が入った分で掲載しておりますが、(2)番、財政計画ということですが、本表は1市6町の単独推計を合計した額で、合併効果等は反映させておりません。今日の段階では1市6町の推計を単純に集計したのを参考までに提出をいたしました。この額を基礎にして新市の財政計画を策定してまいります。合併した場合の歳入歳出の効果、それから特例債をしたプラス、あるいは削減効果などマイナス要件も出てきますけれども、それを反映させた形で次回原案として提案をするということです。したがって、この表につきましては各年度歳入歳出にあたってはすべて歳入と歳出が合っておりません。歳出が上回っております。歳入の所で下から3番目の所に繰入金という所がありますけれども、不足分につきましては各市町これを財政調整基金という繰入金で調整を行っていくということでございますけれども、今回の場合はそれをいたしておりませんので、あくまでも参考として見ていただきたいというふうに考えます。参考までに、17年になりますけれども、繰入金の額がですね歳入歳出をしますと17億1,600万、1716というのが歳入歳出ありません。普通ですとそれを繰入金で調整しますけれども、あえて今日の段階ではこれは調整いたしておりません。ただ1市6町の分を単に合算したということで見ただけならばというふうに考えております。ただ1市6町を足しますと歳入が大体470億から490億、歳出で約500億という程度の予算になるのかなあというふうに理解いたしております。最後のページでございますけれども、これも参考に見ていただきたいと思っておりますけれども、合併効果というのがあります。事業費ですね、合併特例債、建設事業に充当しますけれども、これを充てておりませんけれども、単純に合併した時にはこういう数字になりますということで、上の方が歳入です。普通交付税というのがありまして、17年から5年間これは臨時的な経費が要るということで交付税で16億あります。それから特別交付税、それから国・県の交付金、補助金、それから地方債、基金というのがありますけれども、そういった歳入で88億、それから歳出が、人件費の合併効果、それから物件費の合併効果、それから積立金、こういうのを合併効果しますと△の、下から2行目の一番右の方になりますが、△の113億という歳出効果ですね、合わせて201億の歳入歳出の合併効果があるというふうな形で見ていただければと、ここら辺を先ほどの分に足し込んでいくということになってまいります。別冊の参考資料につきましては少し説明をさせていただきます、ちょっと長くなりましたけれども。参考資料で各市町の財政シミュレーションというのがございます。参考資料、各市町の財政シミュレーション、別冊です。今日配付をされた分でございます。よろし

いでしょうか。説明させていただきます。各市町の財政シミュレーション、新市のまちづくり計画の第9章の財政計画の基礎になるのはこの1市6町の単純シミュレーションになります。参考資料として報告をさせていただきます。1ページ目になります。結果として現在の標準的な行政サービス水準を維持すると仮定すると、1市6町すべて、推計期間は10年間ですけれども、収入が不足をします。毎年財政調整基金、減債基金からの繰り入れで歳入歳出の調整を行うということが予想されるということでございます。現段階でも各市町この基金を取り崩しをしながら運営をしているというような状況があります。そして財政調整基金、減債基金等から繰り入れにより行政サービスを維持するとしても、国分市以外は平成21年から22年度に、国分市は平成26年度に財政調整基金等が枯渇し、なくなります。その後は現在の標準的なサービス水準の維持は困難になると予想されます。この表の中でございますけれども、単年度収支、平成17年の所で説明をしますが、国分市で△の4億8,100万という数字が出ております。基金を繰り入れしない場合については単年度収支では△になりますと、22年度では10億8,600万、26年度では6億4,500万、10年間をトータルしますと△の4億7,400万ということで、26年度にマイナスに転じていきますということでございます。あとそれぞれ見ていただければお分かりだと思いますけれども、毎年それぞれ1億、2億、3億、こういった形で収入の方が足りない状況になってまいりますんで、ずっと現在ある貯金を取り崩しをしていくというようなことになります。この1市6町の合計をしますと平成26年の段階で△の132億8,400万というマイナスに転じていくということになります。当然マイナスになる予算はできませんので、事業縮小をすとか、収入を上げるとか、そういった作業が当然出てくるのかなあというふうに考えております。各市町同じ条件で推計をさした分でございます。少し特徴だけ話をさせていただきますが、国分市ですけれども、国分市は、2ページ目ですけれども、前回のシミュレーションでは、平成37年までですか、平成37年度までずっとマイナスにはならないというような推計になっておりましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、人口の伸び、それから地方税ですか、これの税収見込み、ここら辺が非常に違ってきておまして、例えば、平成17年度でいきますと約10億の税収が少なくなっておるとというのがシミュレーション上出てまいっております。国分市の場合ですと26年の段階から基金がマイナスに転じていくということになってまいります。溝辺町でございますけれども、溝辺町が平成22年の段階で、この表にありますけれども、△の4億4,800万という数字でマイナスに転じてくると、そういった見方をいただければというふうに考えております。歳入歳出前回ともうそう変わっておりません。横川町が平成22年、横川町を見ますと平成14年度の段階でこの基金、貯金というのが14億900万ですかね、14億900万という基金があります。それを毎年歳入歳出マイナスになっていきますんで、それを取り崩しをしていけば22年度でマイナスになります。牧園町ですと平成21年度で基金がなくなりますというシミュレーションです。霧島

町が同じく21年度以降基金がなくなります。隼人町ですけれども、平成21年度の段階で基金がなくなります。隼人町の場合は前は毎年度収支がプラスに転じると、1億、2億毎年収支プラスに転じるということで、それをずうっと積み立てをしていくというようなシミュレーションになっておりました。これが今回マイナスに転じるということでございますけれども、特に税収が、人口の伸びが思ったほどないというようなことで、1億から2億でしょうか、そういった間隔で税収が少なくなっております。さらに歳出の方で扶助費というのがありますけれども、そこら辺が、シミュレーション上は2億円程度、それから補助金、これが2億5千万、それから公債費1億円、こういった形で歳出の方のシミュレーション上歳出の方が増える。併せて収入の方が伸びないというようなことでシミュレーションが変わってきております。平成21年の段階で基金がなくなるというようなことになってまいります。8ページが福山町でございます。福山町は平成21年に基金がなくなるというような状況での各まちでの単独シミュレーションができましたので、報告をさせていただきます。9ページ目に平成14年度普通会計の決算状況ということも参考に付けさしてもらっております。特に地方税というのが、上から5番目程度でしょうか、ありますけれども、参考までに、牧園町の所でございますが、地方税と人件費を比べていただきますと、人件費、地方税だけでは人件費が賅えないというような状況等が見られるところがございます。福山でしょうか。そういったところがございます。あとはそれぞれ指数等を掲載いたしておりますので、参考として見ていただければというふうに考えます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま新市のまちづくり計画についての今回お示しをいたしております部分についての説明がございました。今回、5章、6章、7章の部分についてはまだ策定途中でございますが、と加えましてこの財政計画につきまして基本的な部分だけということで、この次の段階で今未提出の部分と財政計画の全体を先ほど説明がございましたような特例債も含んだ収支の計画をお示しをするという説明であったようでございます。ただいままでの説明の中で皆様方のご意見等を承りたいと思います。どなたからでも結構でございます。よろしくお願いを申し上げます。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

17ページに人口の見通しが示されているわけですが、人口規模が今後の計画に非常に左右されると思いますけれども、今、日本の人口は近い将来減少に転ずるというようなことになっているわけですが、その辺も考慮されたこれは人口の見通しなのかどうか伺います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、人口の見通しについて、はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

当然人口につきましてはこの、ここに書いてありますけれども、18ページですか、18ページの所に、この表の下の方に「国立社会保障人口問題研究所」というのがありますけれども、ここが発表しておりますのは、2008年ですか、2008年をピークにして減っていくというようなこと等がうたわれております。ただ現実問題として今回の場合は、この諸地域簡易将来人口推計システムということで、過去の数字を基にして将来を推計をいたしております。現段階としてはそこまでしかできないのかなあとということでございます。人口の推計につきましては、目標人口推計とか、いろいろありますけれども、現段階ではその直接、将来の日本の人口でしょうか、そこら辺を反映した形では推計はいたしておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、このまちづくりの計画の関係につきましては以上で終わらせていただきたいと思います。繰り返し申し上げます。先ほど申し上げましたように、あと追加される分と財政計画が次回で示されて併せて協議をするということのようでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。続きまして会議次第の7のその他の部分について何か委員の皆さんからございませんでしょうか。事務局の方は。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の会議日程をご連絡いたします。資料の1ページ、会議次第の一番下の方でございますが、第13回協議会は、11月25日火曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。なお、開催日が火曜日になっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに…。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

隼人町の議会代表の方が欠席されておりますので、隼人町長にお伺いいたしますが、今日の新聞で1月に住民投票をされるという方向付けがなされているわけですが、「特別委員会の方で協議された結果、『町長及び町議会は結果を尊重しなければならない。』という所から『町議会』を削除した。」とありますが、この意味は何を意味するのか説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

津田和委員よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

昨日実はですね、特別委員会を一昨日から開いておりまして、私がちょうど一昨日か

ら留守にしておりましたので、昨日また再度特別委員会が開かれまして、私も出なさいということで出席をしたわけですが、新聞に今朝出ていたように、私の考えとしては、以前からも申しておりましたが、12月いっぱい、どうしても12月中に住民投票条例を制定をして住民投票をしようという考えでずうっとやってきたわけですが、実は11月の4日、4日に臨時議会を開いてもらって、そして住民投票条例を4日に即決をさせていただこうという最初はそういう計画だったわけです。そしたら、いろいろ議運に相談をしたり、議運をしていただいて、最終的に4日は特別委員会をしなければいけないとか、いろいろありまして、そして臨時議会が7日に延期になりました。そして7日に延期になりまして、そして議案上程をいたしまして、そして最終的に今度条例案の審議をしなければいけないということで特別委員会付託ということになりまして、そして今度特別委員会が、さっき申しますように、11、12、予備日を12日まで設けて2日間の特別委員会ということに決定をされまして、最終、臨時本会議を決定を17日ということになったものですから、もうどうしても、私の考えでいってもどう見ても12月中に住民投票をするというもう時間的にもできないという、私もそういう案を持っておりましたが、議会の方々も「どうしても12月にせんないかんか。」という前から、以前から話はあったわけですが、結局私が考えていたように議会がうまく日程が進まなかったものだから、もうどうしても、ある程度一部議案も改正がいろいろありまして、そしてあのようなことになったわけです。それで、今おっしゃるように、「開票の結果は、町長又は議会で最終的に審議する。」ということでしたが、これも私は「おかしい。」ということを申し上げていたわけですが、最終的に議会の方で「結局町長にだけ責任を負わすことにならせんか。」というようなことを申しておりましたが、最終的に「議会」という項目をカットするというようなことで、そういう形で委員会でカットされた結果がああいうふうにならしたわけですが、それで、今申し上げますように、それから今度「議会で決議してから30日」というのを条例案にうたい込んでおりましたが、それをまたさらに20日延ばして50日ということになったものですから、なお一層時間がなくなって、それでもどうしても、私の考えではそう延び延びなればいつ結論が出るかわからないということで、ほいじゃあ最終的私も譲歩しましょうということで、12月いっぱい結論を出してくださいと。いろいろいろんな町との取引もあるというような話が出ましたから、それであれば、だらだらやってもどうしても結論が出ないから、ほいじゃあ私も譲歩しましょうと。もう12月いっぱい結論を出してもらって、そして1月説明会をしたり、いろいろ説明会も短縮しながら、来年の1月いっぱいには住民投票をするということをして昨日特別委員会で私が申したものですからああいうふうにならしたわけですが、そういうことで、どうしても期限を切らなければ、本会も非常に迷惑をかけているということはおもう十分承知しておりますが、なかなか私が考えたとおりに進まないものですから、そういう結果になったわけですが、そこ辺は皆様方にも大変ご迷惑をおかけいたしております

すが、私の考えではできるだけ早い時点で、もうここに至れば住民投票をして、その結果に委ねないことにはいけないというふうに考えておりますので、またいろんなことで本会でもいろんな角度から協力をいただきたいというふうに考えております。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうかね。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思えます。大変長時間にわたる熱心なご審議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第12回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時46分」